

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和六年十月二十五日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、公表する。

令和六年十一月一日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合

二 目的

大幅な賃金引上げ及び全職種の大増員の実現等の件

三 日時

令和六年十一月五日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員が争議行為を行う。

別表

小野 民外里		小野 民外里		埼玉県民主医療機関労働組合生協本部支部		労働組合名	執行委員長等名	組合員が従事する職場	所 在 地
病院	ふれあい生協		埼玉協同病院	たまたま	医療生協さい	埼玉県川口市木曽呂千三百七十七	埼玉県川口市木曽呂千三百七十七	埼玉県川口市木曽呂千三百七十七	埼玉県川口市木曽呂千三百七十七
同病院支部	関労働組合埼玉協同病院支部		埼玉県民主医療機関労働組合埼玉協同病院						

埼玉県民主医療機関労働組合生協歯科診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合老健みぬま支部	埼玉県民主医療機関労働組合川口診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合川口市仲町一―三六	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里
協病院支部 関労働組合秩父生	埼玉県民主医療機関労働組合秩父生	立診療所支部 関労働組合行田協	埼玉県民主医療機関労働組合熊谷生	協病院支部 関労働組合熊谷生	埼玉県民主医療機関労働組合かすかべ生協診療所	埼玉県民主医療機関労働組合かすかべ生協	や診療所支部 関労働組合おおみや診療所	埼玉県民主医療機関労働組合浦和民主診療所	埼玉県民主医療機関労働組合さいわい診療所	埼玉県民主医療機関労働組合さいわい診療所	埼玉県民主医療機関労働組合川口診療所
小野 民外里	小野 民外里	所 行田協立診療	熊谷生協病院	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	所 おおみや診療	浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	みぬま老人保健施設
一 埼玉県秩父市阿保町一―十	埼玉県行田市本丸十八―三	五十四	埼玉県熊谷市上之三千八百	一十二	埼玉県春日部市谷原二―四	千百一十二	埼玉県さいたま市西区指扇	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五一十一七	一四十	埼玉県川口市木曾呂千三百四十七	埼玉県川口市和六一十六一

埼玉県民主医療機関労働組合埼玉西協同病院支部	埼玉県民主医療機関労働組合所沢診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合老健さんとめ支部	埼玉県民主医療機関労働組合あさか虹の歯科支部	埼玉県民主医療機関労働組合大井協同診療所	小野民外里	小野民外里	小野民外里	所沢診療所	埼玉西協同病院
共立医療会労働組合	同診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合大井協	埼玉県民主医療機関労働組合あさか虹の歯科支部	小野民外里	小野民外里	小野民外里	老人保健施設	所沢診療所	小野民外里
櫻井聖	所吹上共立診療	きたもと内科クリニツク	大井協同診療所	科	あさか虹の歯	老人保健施設	七	埼玉県所沢市宮本町二一二十三十三十四	埼玉西協同病院十五
さくらこどもとおとな診療所	埼玉県北本市栄七一一二十七一百二	埼玉県鴻巣市吹上富士見三一一十九	埼玉県北本市中丸五二二十	三一一	埼玉県ふじみ野市ふじみ野一一一一十五	埼玉県朝霞市浜崎七百二十一一二	埼玉県所沢市中富千六百十	埼玉県所沢市宮本町二一二十三十三十四	埼玉県所沢市中富千八百六十五